

仮称「奈良県少年補導条例（案）」要綱案

第1 総則

1 目的

不良行為少年の補導に関し、県民の責務を明らかにするとともに、警察職員及び少年補導員の活動に関して必要な事項を定め、もって少年の非行の防止と保護を通じて少年の健全な育成を図ることを条例の目的とする。

2 定義

- (1) 「少年」とは、20歳に満たない者をいう。
- (2) 「保護者」とは、少年に対して法律上監護教育の義務がある者及び少年を現に監護する者をいう。
- (3) 「警察職員」とは、警察官及び少年警察補導員をいう。
- (4) 「不良行為」とは、次に掲げる少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある行為（刑罰法令に触れるものを除く。）をいう。
 - ア すべての年令の少年に共通の行為
 - ・ 喫煙し、又は喫煙する目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為
 - ・ 酒類を飲用し、又は飲用に供する目的で酒類を所持する行為
 - ・ 競輪の勝者投票券（車券）を購入し、又は譲り受ける行為
 - ・ 売春をし、又はその相手方となる行為
 - ・ 正当な理由がなく、保護者に無断で生活の本拠を離れ、帰宅しない行為
 - ・ 保護者その他の同居の親族の金品を無断で持ち出す行為
 - ・ 暴力団員、暴走族その他少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある者と交際する行為
 - ・ 有害薬物等を濫用し、又は濫用する目的で有害薬物等を所持する行為
 - ・ 放置すれば暴行、脅迫、器物損壊その他の刑罰法令に触れる暴力的な行為に発展するおそれのある粗暴な言動をする行為
 - ・ 正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒その他人の身体に危害を及ぼすおそれのある危険物品を所在する行為
 - ・ 正当な理由がなく、他人に対し、金品の交付、貸与等を要求する行為
 - ・ みだりに異性の身体に触れ、又は異性につきまとい、その他他人に性的な不安を生じさせる行為
 - ・ 暴走行為をあおる行為
 - イ 18歳以下の少年の行為
 - ・ スポーツ振興投票券（t o t oチケッ）を購入し、又は譲り受ける行為
 - ウ 18歳未満の少年の行為

- ・ 自ら進んで児童買春の相手方となり、その他少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある性交又は性交類似行為をする行為
- ・ 正当な理由がなく、法律又は条例の規定により18歳に満たない者を立ち入らせることが制限されている施設に立ち入る行為（例：風俗営業の営業所、有害興行に係る興行場など）
- ・ 法律又は条例の規定により18歳に満たない者を客とすることが制限されている営業において、当該制限に違反することとなるような形態で客となる行為（例：デリバリーヘルスなど）
- ・ 自ら進んで、法律又は条例の規定により18歳に満たない者を従事させることが制限されている業務に従事する行為（例：テレホンクラブの利用カードを販売する業務など）
- ・ 正当な理由がなく、有害図書類及び有害がん具刃物類を所持する行為
- ・ インターネット異性紹介事業（出会い系サイト）を利用する行為
- ・ 自ら進んで、インターネットを利用して、「有害サイト」を閲覧等する行為
- ・ 他人を中傷するような情報を、インターネットを利用して他人が閲覧することができる状態に置き、又は電子メールを利用して他人に送信する行為
- ・ 正当な理由がなく、深夜（午後11時から翌日の午前4時までの間をいう。）に徘徊する行為
- ・ 正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為
- ・ 正当な理由がなく、学校を休み、又は早退若しくは遅刻をする行為
- ・ 自ら進んで入れ墨を受ける行為

(5) 「不良行為少年」とは、不良行為を行う少年をいう。

3 保護者の責務

保護者は、その監護に係る少年が不良行為を行わないよう適切な指導及び監督を行う。

4 県民の責務

県民は、不良行為少年を発見したときは、当該少年にその行為を止めさせるため必要な注意、助言又は指導を行うとともに、必要に応じ、保護者、学校関係者、警察職員その他少年の保護に関する職務を行う者に通報するよう努める。

5 適用上の注意

- (1) 条例の適用に当たっては、県民の自由と権利を不当に制限しないよう留意する。
- (2) 条例の規定による警察職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第2 警察職員による不良行為少年の補導

1 警察職員による補導

警察職員は、不良行為少年の補導を行うに当たっては、常に少年の健全な育成を期することを念頭に置き、また、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示する。

2 注意、助言、指導等

- (1) 警察職員は、不良行為少年を発見したときは、当該少年に対し不良行為を行わないよう注意を行うとともに、その後の非行を防止するため必要な助言又は指導を行う。
- (2) 警察職員は、(1)の措置をとるため必要な限度において、不良行為少年と認める者の年令を確認し、不良行為少年であることが判明したときは、本人及び保護者の氏名及び住所など必要な事項を質問することができる。
- (3) 警察職員は、その場での助言又は指導などが当該少年に対して不利であるときなどは、付近の警察施設に同行することを求めることができる。

3 少年の所持する物件の一時保管等

警察職員は、少年が酒類、たばこ若しくは喫煙具、有害薬物等若しくは危険物品などを所持している場合には、当該少年に対し、当該物件の提出を求め、保護者等に引き渡すまでの間、これを一時的に保管し、又は当該物件を自ら廃棄することを促すことができる。保管した物件については、速やかに保護者等に返還する手続をとる。

4 不良行為少年の一時保護

警察職員は、家出、無断外泊、深夜はいかいを行っている不良行為少年（18歳未満の者に限る。）を発見した場合において、そのまま放置すれば少年の健全な育成に重大な障害を生じるおそれがあると認めるときは、保護者等に引き渡すまでの間、警察施設において一時的に保護することができる。（最長12時間）

5 保護者等への連絡

- (1) 警察職員は、不良行為少年を補導したときは、当該少年の保護者にその旨を連絡する。
- (2) 警察職員は、補導した不良行為少年が学校に在籍する者である場合において、少年の非行を防止するため学校における教育上の措置が必要であると認めるときは、当該学校関係者にその旨を連絡するほか、特に必要であると認めるときは、雇用主その他の当該少年の関係者にその旨を連絡する。

6 非行少年等を発見した場合の措置

警察職員は、不良行為少年を補導した場合において、当該少年が非行少年や要保護児童であることが判明したときは、少年法や児童福祉法などに定めるところにより必要な措置を講ずる。

第3 少年補導員

1 委嘱

警察署長は、

- (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 生活が安定していること。
- (4) 健康で活動力を有すること。

の要件を満たしている者のうちから、少年補導員を委嘱することができる。

2 任期

少年補導員の任期は、2年とする。（再委嘱可）

3 活動内容

(1) 少年補導員の活動は、

- ア 街頭その他の場所における、不良行為少年に対する声かけ活動
- イ 被害少年に対する援助活動
- ウ 少年相談活動
- エ 有害環境浄化活動
- オ 非行及び被害防止に関する啓発活動

などとする。

(2) 少年補導員は、不良行為少年を発見した場合において、警察職員による補導を必要とすると認めるときは、速やかに警察職員に当該事案を引き継ぐ。

(3) 少年補導員は、その活動に当たって、関係機関・団体等と緊密な連携を図る。

4 活動区域

少年補導員の活動区域は、委嘱に係る警察署の区域内の地域とする。

5 守秘義務

少年補導員又は少年補導員であった者は、正当な理由なく、その職務に関して知り得た他人の秘密を漏らしてはならない。

6 身分証明書

警察署長は、少年補導員を委嘱したときは、身分証明書を交付し、少年補導員は、

その活動を行うに当たっては、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示する。

7 講習等

警察署長は、少年補導員を委嘱した場合など、少年補導員の知識、技能及び資質の向上を図るため講習を実施する。

8 解嘱

警察署長は、少年補導員が、

- (1) 委嘱の要件を欠く
- (2) 職務上の義務に違反、又はその職務を怠る
- (3) 少年補導員たるにふさわしくない非行がある

などの場合においては、これを解嘱することができる。

9 身分

少年補導員は、名誉職とする。

10 少年補導員協会等

少年補導員は、警察署ごとに、少年補導員協会を組織するほか、その連合体として奈良県少年補導員協会連合会を組織し、活動計画の策定や少年補導員相互の連絡及び調整などを行う。

第4 雑則

1 保護者等の措置

保護者等が第2 - 5の連絡を受けた場合において講ずる、再発防止等の措置について定める。

2 保護者に対する支援

警察本部長及び警察署長は、不良行為少年の保護者からの申出があった場合において相当と認めるときは、

- (1) 当該保護者に対し、当該少年に係る適切な監護上の措置に関する指導又は助言その他の必要な支援
- (2) 当該少年に対し、非行の防止に関する助言又は指導、カウンセリングその他の継続的な補導

を実施する。

3 立入り

警察職員が、不良行為少年の補導を行うため必要があると認めるときや、少年補導員が、あらかじめ警察署長の承認を受けたときは、

- (1) 興行を行う場所
- (2) 図書類を販売し、又は貸し付ける場所
- (3) がん具刃物類を販売する場所
- (4) 物品を買い取り、又は金銭を貸し付ける場所
- (5) 客に遊技又は遊興をさせる場所
- (6) 飲食店、喫茶店、コンビニエンスストア、スーパーマーケットその他小売営業の場所
- (7) 電車、汽車、乗合自動車その他公衆が利用することのできる乗物及び駅

に立ち入ることができる。

4 関係機関との連携等

警察本部長及び警察署長は、少年非行の防止及び保護に関する施策について学校、市町村その他関係機関等と緊密な連携を図ることとともに、不良行為少年の補導等に関し必要があると認めるときは、関係機関等に必要な協力を要請することができる。

5 公安委員会規則への委任

条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第5 罰則

守秘義務に違反した少年補導員等や、警察職員による立ち入り妨害した者に対する罰則を定める。